

外国作品のご利用について（出版）

外国作品をご利用になる場合は、JASRAC へのお申込みの前にサブパブリッシャー（※）から同意を得てください。また、JASRAC にお支払いいただく使用料については、サブパブリッシャーが指定した使用料率および最低使用料（規定の使用料額が最低使用料額を下回る場合）が適用されますので、ご注意ください。

※著作権を有する外国の音楽出版社（オリジナルパブリッシャー）と、日本地域における許諾に関して契約を締結している日本の音楽出版社。

JASRAC へのお申し込みの前に

サブパブリッシャーへ連絡のうえ、利用の同意を得てください。

（参考）

サブパブリッシャーとの一般的な手続の流れ（参考例）

サブパブリッシャーへ連絡

別紙「主な音楽出版社連絡先一覧」に記載がない場合は、[JASRAC 録音・ビデオグラム・出版課](#)までお問い合わせください。

サブパブリッシャーへ「使用申請書（※）」の提出

「使用申請書」は各サブパブリッシャーから入手してください（JASRAC にはありません）。

サブパブリッシャーから「使用同意書（※）」の受領

「使用同意書」には（C）表示の義務など同意の条件が記載されています。

（※）サブパブリッシャーにより書類の呼称、内容は異なります。

JASRAC へのお申込み

[オンラインライセンス窓口「J-RAPP」](#)からお申し込みください。ご提出の際には、備考欄にサブパブリッシャーの同意を得ている旨をご入力（ご記入）ください（例：〇〇出版社 利用同意済み）。

【参考】[主な音楽出版社の連絡先一覧](#)